

1. 平成30年第4回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

平成30年10月1日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第106号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第107号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第108号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第109号 平成29年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程6 議案第110号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程7 議案第111号 平成29年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程8 議案第112号 平成29年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程9 議案第113号 平成29年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 議案第114号 平成29年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第115号 平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第116号 平成29年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第117号 平成29年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第118号 平成29年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第119号 平成29年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第120号 平成29年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第121号 平成29年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第122号 平成29年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第123号 平成29年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第124号 平成29年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第125号 平成29年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第126号 平成29年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第127号 平成29年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 議案第128号 平成29年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程25 議案第129号 平成29年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程26 議案第130号 平成29年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程27 議案第131号 平成29年度郡上市病院事業会計決算認定について
- 日程28 議案第146号 市道路線の廃止について
- 日程29 議案第147号 市道路線の認定について
- 日程30 請願第2号 主要農作物種子法の復活をもとめる請願
- 日程31 請願第3号 長良川河口堰のゲート開放の議決を求める請願
- 日程32 請願第4号 「2019年10月からの消費税10%増税中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書
- 日程33 請願第5号 精神障害者の交通費に関する意見書提出の請願
- 日程34 議発第6号 幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書について
- 日程35 報告第17号 専決処分の報告について
- 日程36 議報告第16号 中間報告について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程36まで

- 日程37 議発第7号 主要農作物種子法廃止に伴う参議院付帯決議の履行を求める意見書について
- 日程38 議発第8号 精神障がい者に対する交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	石 田 誠	市長公室長	日 置 美 晴
総 務 部 長	乾 松 幸	市長公室付部長	置 田 優 一
健康福祉部長	丸 茂 紀 子	農林水産部長	下 平 典 良
商工観光部長	福 手 均	建 設 部 長	尾 藤 康 春
環境水道部長	馬 場 好 美	郡上偕楽園長	清 水 宗 人
教 育 次 長	丸 山 功	会 計 管 理 者	遠 藤 正 史
消 防 長	桑 原 正 明	郡上市民病院 事 務 局 長	古 田 年 久
国保白鳥病院 事 務 局 長	藤 代 求	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長 岡 文 男	議 会 事 務 局 議会総務課長	水 口 裕 史
議 会 事 務 局 議会総務課長 補 佐	竹 下 光		

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。

議員の皆様には、9月10日開会以来、それぞれの執務、大変御苦労さまでございます。そしてまた、昨日の台風25号の接近あるいは通過に際しましては、皆様本当にお疲れさんでございました。特に職員の皆様には、警戒態勢をとって夜おそくまであるいは避難所に着かれた方に際しては朝までおられたということで、本当にありがとうございます。お疲れさまでした。

いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく審議をいただきますようお願いいたします。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、15番 尾村忠雄君、16番 渡辺友三君を指名いたします。

◎議案第106号から議案第108号までについて（委員長報告・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程2、議案第106号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程4、議案第108号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました3議案は、所管の総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員長、17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） おはようございます。きのうの台風24号本当に心配をしましたが、こうやって議場に來れましたことに感謝を申し上げたいと思いますし、市民の皆さん方にも本当に心配をされたんじゃないかなということを心から思っておりますし、これを機に次のことをやっぱり考えていくのが大事かなというようなことを思っております。ありがとうございます。

それでは、総務委員会の報告を行います。

平成30年9月10日開会の平成30年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例3議案につきまして、平成30年9月21日開催の第5回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第106号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び企画課長から、八幡町西乙原地内の交通空白地の解消を目的に、相生線のルートを変更し同地内を経由することに伴い、相生線の運行距離を2.9キロメートル延長し18.9キロメートルに改めるとともに、料金表に新たに設置するバス停を加えるものであるとの説明がありました。

審査の中で、委員からフリー乗降についての質問があり、フリー乗降は、バス停以外であっても安全を確保できる場所において乗降ができる仕組みで、国道、主要地方道等交通量が多い道路を除く区間で実施している。相生線もこの機会にフリー乗降を取り入れる予定であるが、このほか、小駄良線、神路線、落部・場皿線など、多くの自主運行バス路線において取り入れているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第107号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び次長兼情報課長から、防災行政無線戸別受信機の整備に伴う音声告知放送の廃止及び郡上ケーブルテレビの光化整備に伴い、競合他社の参入等に対応するため、加入料や引き込み及び宅内工事の費用負担における特例規定を加えるとともに、音声告知放送プラン及び音声告知端末の無償貸与の規定の削除や、光化整備に伴う用語の意義の改正等を行うものであるとの説明がありました。

審査の中で、委員から今後において参入が予想される他社と郡上ケーブルテレビとを比較すると、利用料等にどの程度の開きがあるのかとの質問があり、インターネットの利用料金で比較すると、郡上ケーブルテレビでは1ギガで6,500円の設定としているが、他社の例では、申し込みの段階で割引があり、1年目は3,930円、2年目は4,930円、3年目からは5,550円という料金設定がされている。このため、郡上ケーブルテレビでは、インターネット回線を利用した固定電話であるプライマリー電話サービスを取り入れてセット販売をすることでその価格差を埋め、他社への乗りかえをされないようにと考えているとの説明がありました。

また、光化整備に伴う引き込み工事及び宅内工事の費用負担について、今回、郡上ケーブルテレビの事情によって光化整備を行うことから、加入者の費用負担は不要とするのかとの質問があり、今回の光化整備では、加入されている方の切りかえ工事については無料で行うことになるが、その後新たに加入される方については、正規の加入料と引き込み工事及び宅内工事の費用を御負担いただくことになるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第108号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び次長兼情報課長から、防災行政無線戸別受信機の整備に伴う音声告知放送の廃止及び郡上ケーブルテレビの光化整備に伴い、インターネットサービスにおける「エコノミーコース」の廃止や加入料に係る特例規定の追加、また、市長がサービス提供のための加入申し込みの承諾を行わない場合の規定から「音声告知放送プランのみを利用している場合」を削ることや、引き込み工事及び宅内工事の施工区分と費用負担に係る規定を加えること、インターネット利用料金プランを改めるなどの改正を行うものであるとの説明がありました。

審査の中で、委員から現在のモデムは使用できるのかとの質問があり、従来のモデムがD—ONUという機器に切りかわるとの説明がありました。

また、本整備は、平成32年度まで工事が続くことになっているが、地区の優先順位はどのように決めるのかとの質問があり、今年度については、センター設備工事やセンターと各振興事務所を繋ぐネットワーク幹線の整備を基本に行う予定である。ケーブルの張りかえや引き込み工事などは、来年度の前半において準備が整ったところから進めることとしているが、現段階では、どこから入るのかは決まっていない。ただし、整備財源に辺地債・過疎債を予定しているので、財源を考慮した上で、関係地区から整備していくことになるかもしれないとの説明を受けました。

事業所加入者の料金体系が、一般加入者より高いのはなぜなのかとの質問があり、市民の皆さんのために整備することが目的であったので、事業用で使われる事業者の方については、インターネットにおける加入料は同額としながらも、利用料については多く御負担いただくこととした経緯があるとの説明を受けました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。平成30年10月1日、郡上市議会議長 兼山悌孝殿。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水敏夫。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第106号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第106号に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第107号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第107号に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第107号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第108号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第108号に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第108号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第109号から議案第131号までについて(委員長報告・討論・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程5、議案第109号 平成29年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程27、議案第131号 平成29年度郡上市病院事業会計決算認定についてまでの23議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました23議案は、決算認定特別委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の結果についての報告を求めます。

決算認定特別委員長、7番 森喜人君。

○7番(森 喜人君) それでは、決算認定特別委員会の報告をさせていただきます。

平成30年9月10日開会の平成30年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました平成29年度決算認定関係23議案につきまして、平成30年9月12日開催の第1回決算認定特別委員会、13日開催の第2回決算認定特別委員会及び14日開催の第3回決算認定特別委員会において慎重に審査いたしましたので御報告いたします。

なお、全議員参加の委員会でありましたので詳細な報告は省略し、結果のみ報告いたします。

議案第109号 平成29年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について。

審査の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第110号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第111号 平成29年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第112号 平成29年度郡

上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第113号 平成29年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第114号 平成29年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第115号 平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第116号 平成29年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第117号 平成29年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第118号 平成29年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第119号 平成29年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第120号 平成29年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第121号 平成29年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第122号 平成29年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第123号 平成29年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第124号 平成29年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第125号 平成29年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第126号 平成29年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第127号 平成29年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第128号 平成29年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第129号 平成29年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第130号 平成29年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第131号 平成29年度郡上市病院事業会計決算認定について、以上22議案につきましては、審査の結果、本委員会としては全会一致で認定することに決定いたしました。

以上のとおり報告いたします。平成30年10月1日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会決算認定特別委員会委員長 森喜人。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第109号 平成29年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田でございます。討論を申し上げたいと思います。

議案第109号 平成29年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、これは認定できないという立場で討論を申し上げます。

決算認定全員参加の場ですので、この前もかなり詳細に討論を申し上げたので、ここでは簡潔に述べまして終わります。

まず第1点、一般会計の総額を見ますと、これ以下数字は億単位で切りますので、よろしくお願いします。

当初予算は291億円、対前年比4.4%増です。決算が終わった段階で歳入は324億円、対前年比13.2%の増です。4.4から13.2へ、これはちょっと承認できない数字ではないでしょうか。これが5%、6%、7%ぐらいになりゃ、あり得ることであると思いますが。パーセンテージで言えば3倍に相当する大変大きな増額が途中で行われている。その増額の多くは普通建設事業費であります。これは約80億円で予算全体の4分の1という多額の予算です。対前年比は約倍額になります、細かく言うと92%の増。しかもその約倍額にふえた予算の出どころは、前回は申しましたように繰入金と市債であります。これが28年度から37億円の増で、当初予算からは16億円の増です。

これらの中途の増額は、その大部分が補正予算という私たちは耳なれた言葉ですが、補正によって増額されてきたものと思いますが、この補正というのは当初の予算ではわからない、どうしても想定できなかった部分について補正が行われるのが本来の意味だと思います。したがって、途中でこんなにも多くの補正がされるということは、当初の予算計画が甘かったのではないかと、そう言われてもやむを得ないのではないのでしょうか。できるだけ当初の予算に従って、それを正確に執行するのが予算を立てる意味だと思います。

2つ目に、繰入金や市債が大きく膨れて、その大部分が建設事業で補正が膨らんでいると。こうしたことは建設ですから、もう事業は既に進行している、そういう中で補正というのは私たちにはなかなか、この議会としてはブレーキをかけることは困難です。一旦始まってしまった事業ですから、そう簡単にはとりやめることはできない。そういうこともぜひ含めて今後考えていただきたい。

3つ目に、財政調整基金ですが、これは41億円から31億円へ減っております。将来負担率は45から67に増大、経常収支の比率は85.4、これが安全推移と言われていますが、これが87.7になっている。将来的には市の予算は大変危険な状態にあるといっても過言ではないと思います。

一方、義務的な経費ですが、これは人件費、扶助費、公債費が入っておりますが、約10億円余り減っております。この前、私はちょっと勘違いをしたのか、扶助費が減っていると申し上げましたが、その中の扶助費は5,000万円ほど減っておりますが、こうした市民生活に直結するところではできるだけ減らさないで、もし対象人口が減って減額ということならば、金額はできるだけ維持しながら手厚い補助をあるいは扶助を行っていくのが市政ではないのでしょうか。そういう意味で、大きく義務的経費が、特に扶助費が減額されていることについても、私は反対を申し上げます。

全体を通して、29年度予算・決算、いずれも市民の生活を温かく支援するという方向は感じられない。たまたま偶然にもさまざまな建設費が重なったにせよ、それらは当然わかっていることなので、調整しながらできるだけこれらは公正に執行されるように考えるべきだと思います。

以上の観点から、決算認定は承認いたしません。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） ただいまは、委員長報告に反対の立場での討論でありました。ほかに討論はありますか。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 17番 清水です。

それでは、御指名いただきましたので、議案第109号 平成29年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定については、今ほど決算認定特別委員会委員長、森委員長より、原案のとおり可とすることで報告がありました。よって、私は、決算認定特別委員会の決定どおり原案に賛成の意見で討論をさせていただきます。

初めに、建前論で恐縮ですけれども、まず決算審査に当たりましては、最も力点を置かなければならないと言われることには、予算が議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効果的に執行されたかどうか、それによって行政効果が発揮できたかということが要でございます。

ただし、計数に誤りがないかということにつきましては、監査委員各員が専門的立場で調査され、あわせて意見書が添えられておりましたので、参考といたしました。

また、執行部から提出された決算附属書類と新資料は全て適正に作成されており、円滑かつスムーズに審査が進められるとも感じております。

さて、歳入のかなめは、収入確保の努力が十分なされて、その実績が上がっているかですが、私なりにピンポイントで考察をしてみました。中でも唯一の自主財源である市民税個人分では、現年分、過年分ともに対前年度比収納率は伸びており、滞納整理など困難な中、その努力には評価をさせていただきます。

2つ目に地方交付税については、普通交付税が段階的に縮減割合が5割から7割に上がる中、特別交付税の確保に御尽力の後が伺えます。

3つ目、繰入金、地方債——市債ですね、の増加は平成28年度からの繰り越し事業分、29年度分の普通建設事業推進には欠くことのできない措置であったと理解をいたしました。

次に歳出ですが、歳出のかなめは、最小の経費で最大の効果を上げるべきとするという原則がございます。そうした中、郡上市は、「観光立市郡上」を政策の旗印に各部局横断でさまざまな取り組みが進まれる中、社会福祉費、老人福祉費、介護保険事業費、教育費を初め道路除雪経費の大幅増や市北部斎場整備事業、体育施設整備事業、産業振興拠点施設整備事業、郡上市歴史資料館整備事業等いずれも完成となりました。

公債費については、起債発行の抑制と平成28年度までの繰り上げ償還により前年度対比8億8,000万円余の減額など、一般会計の市債残高を毎年度減額するべく健全な財政運営を視野に努力が続けられております。

ちなみに、合併後の市債残高のピーク、平成17年度は残高が約538億円、平成29年度末残高は約339億円ですから、約199億円の減額がなされたわけで、財政運営の成果として上げることができます。

さらに決算収支では、実質収支 8 億4,952万5,336円の黒字経営であり、また主な財政分析では指標のうち経常収支比率は87.7%と前年度対比プラス2.3%となりましたが、実質公債比率は12.7%と前年度対比 2 ポイントマイナスと、さらに改善をされております。

総括です。平成29年度は歳入決算額324億3,861万8,309円と、前年度対比約38億円の増という大きな決算規模となりましたが、いずれの事業も郡上市の未来の基礎づくりのため、また市民生活の上で極めて必要な施策を推進された決算の数値であったことが確認できました。よって、ここに改めて賛成を表明するものであります。

以上、平成29年度郡上市一般会計決算に対する私見ではありますが、賛成の討論とさせていただきます。議員各位の御賛同を切にお願い申し上げ、討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論を終了し、採決を行います。

議案第109号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（兼山悌孝君） 賛成多数と認めます。よって、議案第109号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第110号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第110号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第111号 平成29年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第111号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第112号 平成29年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第112号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第112号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第113号 平成29年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第113号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第114号 平成29年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第114号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第115号 平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第115号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第115号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第116号 平成29年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第116号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第117号 平成29年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第117号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第118号 平成29年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第118号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第118号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第119号 平成29年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第119号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第119号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第120号 平成29年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第120号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第120号は、原案のとおり認定すること

に決定いたしました。

議案第121号 平成29年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第121号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第121号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第122号 平成29年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第122号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第122号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第123号 平成29年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第123号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第123号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第124号 平成29年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第124号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第124号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第125号 平成29年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第125号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり

決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第125号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第126号 平成29年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第126号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第126号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第127号 平成29年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第127号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第127号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第128号 平成29年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第128号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第128号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第129号 平成29年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第129号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第129号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第130号 平成29年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第130号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第130号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第131号 平成29年度郡上市病院事業会計決算認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第131号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第131号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第146号及び議案第147号について（委員長報告・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程28、議案第146号 市道路線の廃止についてと日程29、議案第147号 市道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました2議案は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、18番 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成30年9月10日開会の平成30年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました市道の廃止及び認定2議案につきまして、平成30年9月25日開催の第4回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第146号 市道路線の廃止について。

審査に当たり、議案第146号及び議案第147号は一部関連があるため、一括議題として説明を求め、議案ごとにそれぞれ質疑及び採決を行いました。

建設部長から、馬坂線については、県営郡上南部地区広域農道整備事業による市道改良に関連し路線を一旦廃止し再度認定する。そしてその路線と重複となる古道18号線を廃止する。また、野首坊ヶサレ線については、旧道処理に関して土地の表記に誤りがあったため路線を一旦廃止し再度認

定する。そして河辺22号線は、市道編入申請があり、市の基準に適合していることから、新規路線として認定するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることにいたしました。

議案第147号 市道路線の認定について。

本議案に関しては、議案第146号と一部関連があり、一括議題として説明を受けているので、質疑の経過から報告します。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成30年10月1日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 美谷添生。

以上であります。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第146号 市道路線の廃止についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第146号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第146号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第147号 市道路線の認定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。

議案第147号に対する委員長の報告は、原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第147号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎請願第2号及び請願第3号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程30、継続審査、請願第2号 主要農作物種子法の復活をもとめる請願と日程31、継続審査、請願第3号 長良川河口堰のゲート開放の議決を求める請願の2件を一括議題

といたします。

ただいま一括議題といたしました2件について、所管の産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成30年9月10日開会の平成30年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願2議案につきまして、平成30年9月25日開催の第4回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第2号 主要農作物種子法の復活をもとめる請願。

継続審査であるため、そのまま審査に入りました。

審査の中で、県では「主要農産物種子生産対策実施要綱」を制定し、種子法廃止後も引き続き優良品種の選定と種子の安定供給に向けた取り組みを継続しており、さらに県議会としては、この要綱による取り組みを担保するため条例化を進めていると聞いたが、こうした状況を聞くと、種子法の復活は必要ないのではないかとの意見がありました。

種子法の廃止前も県が主体となって事業を行っており、種子法が廃止された後も県が今までどおり事業を行っている。国においては、それに係る予算措置を地方交付税で手当するとされていることから、種子法の復活は必要ないのではないかとの意見がありました。

また、種子法の復活を求めることは必要ないが、種子法を廃止する法案には参議院において附帯決議がなされており、これを確実に履行してもらうためには、国に対して意見を伝えることが必要であるのではないかとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で本件を不採択とすることに決定をいたしました。

請願第3号 長良川河口堰のゲート開放の議決を求める請願。

継続審査であるため、そのまま審査に入りました。

審査の中で、参考人として郡上漁業協同組合より聞いた意見と、請願者の話では天然鮎の遡上が減少した要因などに認識の乖離を感じました。また、鮎の小型化は長良川だけではないとも聞いた。現在、安定した遡上が見られており、ゲート開放は必要ないのではないかとの意見がありました。

郡上漁業協同組合によると、市内の天然鮎の割合が約50%あることや、河口堰の魚道も多くあり天然鮎の遡上も多いということから、ゲート開放の必要はないと考えたとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で本件を不採択とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成30年10月1日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 美谷添生。

以上であります。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

継続審査、請願第2号 主要農作物種子法の復活をもとめる請願についての討論の通告がありますので、討論を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田でございます。

請願の主要農作物種子法の復活をもとめる請願、これの紹介議員ということで、委員会では全会一致でこれを不採択にされましたが、私はぜひとも採択をしていただきたいということで討論を申し上げます。

この種子法の趣旨については、大方御存じだと思いますので詳細は省きますが、戦後日本の主食を守ってきた、これに尽きます。米と小麦と大豆という3つだけについて、なぜこの種子法というので守ってきたのか。まさにこれは国民の主食であり、額面どおり、そしてこれを営利の対象にすることはふさわしくない、これが原点なんであります。これを忘れてしまうと、小手先の議論になってしまう。

これは先日もお話ししました水道事業もそうですね。市民の、国民の生活の一番根底にある欠くべからざるものは、安易に営利対象にすべきでないというのが、その根底にあるんです。それが世の中大きく変動して変わってしまえば、その規制を外すことがあり得ても私は何ら変わっていない、依然として日本の国民の主食は米であり、多くのところでは小麦や大豆をたくさん使っております。どこにこれをなくしてしまう理由があるのか、これをぜひとも考えてもらいたい。

2016年、一昨年ですが、政府の規制改革推進会議、その農業ワーキンググループというところで、これが、種子法廃止が登場しました。そして、たちまちあっという間に、その第4回目の会合の中で次のように決定されます。それは民間の品種改良意欲を阻害している、この種子法は廃止する。

すなわち民間に品種の改良や供給などを委ねるという方向に切りかえていくということですね、これは明らかなです。それを進めていけば内外を問わず、モンサントなどの外国企業はもちろんのこと、日本のさまざまな農業メジャーの企業がこれに参入することは、もう目に見えております。

すなわち巨大な企業による種子の支配に向かっていくということです。これは即そうなるということではありません。長い年月のうちにはそうなっていくんです。これが今まで歴史の流れのいけば法則みたいなもんですね。必ずや種子が独占的な営利対象になっていく。この方向を認めるかどうかなんです。

そうなるとういうことが起こるのか、すなわちこれは廃止すればどうなるのか、まず第1点は、

大きな問題は、食料主権という言葉をよく使いますが、これも多くの新聞がこういう言葉を使って報道しております。これをいいのか、食料主権を放棄していいのかと。多分多くの方々はそれを目にされたことやと思います。先ほど申し上げたように、国民の主食は、政治がきちっとこれを守る責任があるんだということだと思います。

この廃止に伴って、農業競争力強化支援法という余り聞きなれない法律がつくられたんですが、その第8条の4項に次のように書いてあります。ちょっと端折って申し上げますが、一つは、民間事業者が行う種子の改良、その他育成について、生産及び供給を促進するということをうたっています。すなわち、種子法を廃止して、民間が種子を研究開発、供給すること、促進するんです。ただ認めるんじゃないんです。促進する。

2つ目、独立行政法人などの研究機関や都道府県が今まで長年培ってきた研究の成果を、その知見を民間事業者へ提供を促進すると言っているんです。つくってきたさまざまな品種改良の成果を民間へ明け渡せと言っておるんです。これを忘れちゃならん。すなわち方向というのは民営化です。その結果どうなるのか、営利企業ですからもうけなきゃ話になりません。必ず価格は上がる。

これは既に愛知県とある農業会社が提携して品種をつくり始めました。それが都道府県の品種の約10倍の価格になっている。これは生産継続されませんでしたけども、当然ですね。こんな例にあるように、営利を目的にすれば価格は必ず上がる。規制会議では、競争力を強化して、ひいては価格の引き下げをと言っていますが、こんなことはあり得ません、絶対に。これはこの前お話ししました水道法の例でも全く同じです。

次です。こういうことを明らかに、こんな声を荒げて言わんでも政府はようわかっとなるんです。規制緩和して民間が入手すればこうなるなということようわかっている。であるがゆえに、附帯決議もつけたんですよ、そうなっちゃ困るもん。すなわち、この附帯決議というのは、真っ向逆の決議ですね。ちょっと申し上げます。

適切な基準を定めなさい。これは種子法の生産等について適切な基準を定めなさい。廃止に伴って都道府県の取り組みが後退せんように。後退せよと言っておきながら後退せんように、こんなことはあり得ません。引き続き地方交付税措置を講ぜよ、法律を省いて、この法的な義務をなくしておいて交付税をやれと。何ですか、これは。

そして、引き続き外国に流出することなく、適正な価格で国内で生産されるように。メジャーに開放しておきながら何で国内で生産できる。全てこれはまやかしかず、あり得ないことなんです、この附帯決議。これをよく念頭に置かなければならんと思います。

最後に。こういう処置を受けて各都道府県は、非常に危機を感じております。これで国民や県民や市民の食料を守れるんかどうか、これは危ないこと、わかっているがゆえに幾つかの都道府県では条例化を進めております。内容は今までの種子法とほぼ同様に県が責任を持って種子の開発供給

をやれということを言っているんです。各都道府県でそういう条例をつくらなければならん事態にしたのが、この廃止なんです。これがあるからいいではないんです。

と同時に、条例化で対応しようとすればどうなるか。法律がなくなって根拠がなくなりますから、交付税はいつまで続くかわかりません。下げられることもあるでしょうね、きっと。財政危機だ、まず第一にそういうところから下げられますよ。下げられた都道府県どうするのか。責任を全うするには県の財政から出動しなきゃならなくなる。それもだんだんと負担になれば、やがては消滅の方向へ向こう、即ではないと思いますけどね。これでは条例が変わってあるからいいではないと思います。

また、この種子法の影響をさほど持たない都市部の都道府県では、そもそも条例化をしないかもしれないし、ある意味全ての都道府県に条例化をしても温度差はあると思います。一生懸命やる新潟県や岐阜県わかりませんが、でもそうでないところは冷ややかに横目で見るともしれん。そんな処置が国民の食料守れますか。私は頑固としてこれは復活をすべきだという観点から申し上げます。

以上、討論を終わります。

○議長（兼山悌孝君） ただいまは請願の不採択に反対の立場での討論でありました。

ほかに討論はございませんか。

6 番 田中康久君。

○6 番（田中康久君） 賛成の立場で討論を行います。

食料の安定供給は、国の責務と言えます。ただ、誤解がないように冒頭確認のため申し上げますが、この種子法というのは、米、麦、大豆といった主要農作物の種子の生産に関して、都道府県に種子生産圃場の指定や圃場審査、生産物検査あるいは審査証明などの発行を義務づける法律であります。

一方で、種子の品種開発のほうは、国、地方自治体、民間企業などで広く行われているわけですが、これは種苗法によって品種登録されて、知的財産権として保護されております。日本の種子の権利が外資に払い下げられてといった意見も散見しますが、これは種子法と種苗法を混同したものであります。

それでは、この種子法と種苗法の関係は、種子法廃止後どうなったかと申し上げますと、従前種子法に基づく状況の中では、種子法に基づく告知がございまして、これは主要農産物種子法第4条第5項の農林水産大臣が定める基準というものがございまして、従前はこの基準に基づきまして、都道府県が指定された稲、麦類及び大豆の種子生産圃場で生産する種子に対象を限っておりまして、その種子につきまして栽培段階では圃場審査を、種子の現品となる段階で生産物審査を実施するというをやっていました。

種子法廃止後は、稲、麦類及び大豆の種類の品質の確保は、さきの種苗法に基づく告知、これは指定種苗の生産等に関する基準というものがございまして、この種苗法に基づく基準に稲、麦類、大豆の種子が位置づけられたということでもあります。

そうなりますと、実は都道府県の種子のみならず、民間事業者が生産する種子も含めた流通する全ての種子が対象となり、流通する種子の検査によって確認が行われるということになったので、前後を比較した場合に従前と同水準の品質基準による品質の確保が図られると同時に、都道府県が供給する種子のみならず、民間事業者が生産する種子についても全て品質が確保され、全体として良質な種子の流通が図られるといったことになりました。この種子法と種苗法の役割の違い、関係については誤解が多いことから、まず冒頭申し上げました。

次に、先ほど討論もございましたが、種子法廃止を都道府県の担当者が、実際どのように考えているかについて申し上げたいと思います。

この点、第193回国会における参議院農林水産委員会では参考人として意見を述べられた秋田県農政部長の御発言が参考になりますので、以下抜粋して引用いたします。まずは種子法廃止に伴う影響に対して、県の取り組みについて参考人の御意見であります。

今般、農業競争力強化プログラムの一環として種子法廃止の話が出てきたわけでございますけれど、正直申し上げて、現場とすれば唐突感が否めず、特に県内の農業団体や種子生産組合の方々からは、これからどうなるのかといった不安の声が寄せられたということも事実でございます。もとより、県とすれば、今の体制を堅持するという考えを現場に示したところ、現在はＪＡ、農家ともおおむね冷静に受けとめているところでございます。

農家やＪＡ等の現場にとっては、これまでと同じように良質な種子が安定的に供給されるかどうか最大の関心事であります。米産県である本県としましては、これまでと同様、優良種子を安定的に生産、供給していくことが県の責務であり、引き続き、普及指導員やＪＡの適切な指導体制のもとで手を緩めず取り組んでいきたい。

との御発言です。

御案内のように岐阜県では、要綱を定める中で、従前と変わらぬ種子の安定生産、供給に取り組むためのガイドラインを設定するとともに、現在は条例制定の動きもあり、参考人がおっしゃったことは我が岐阜県にも当てはまると考えます。

次に、参考人は種子法廃止のメリットについても発言をされております。仮に種子法が廃止され、原原種、原種の生産や奨励品種決定試験などの県の義務がなくなるとすれば、これまで以上にマーケットの多様なニーズや生産現場からの要望にスピード感を持って柔軟に対応できる場面も出てくるのではないかと考えております。

具体的な検討はもちろんこれからになりますけれども、例えば本県では豊田通商さんが扱ってい

る「しきゆたか」という品種、これは収量も多くて売り先も決まっているということで、JAを含めて11法人で栽培されていまして、今後さらに拡大することが見込まれています。

この「しきゆたか」のように農家の所得向上に資するような民間品種につきましては、例えば簡易な現地適用試験をもって奨励品種にすることで、迅速に県内普及を図ることが可能になります。

また、主要な米産県においては、奨励品種の数の増加に伴いまして、原種などの維持、生産コストがかかり増しになっていることから、複数の県で共通する奨励品種については、種子生産や備蓄を例えば各県が分担して行うといった、言わば種子の分業体制を確立することで、効率的な原種供給を行うことも考えられるのではないかと考えております。

さらにもう一步進めて、県と民間企業がお互いの知見を持ち寄りながら共同で新たな品種の開発を行うことが、これからは十分に考えられるのではないかと考えています。

今、生産現場では平成30年以降を見据えまして、新たな販路を開拓したり、それから昼食、外食事業者と複数年契約を結んだりといった実需者と結びつきを強める動きが加速化してございます。その際、業務用需要にスピーディーに対応するということが、一つの重要なポイントになってくるんだというふうに考えております。

そうした観点から見ますと、県が全ての品種を自前で開発するのではなく、場合によっては他県や国の研究機関、民間が開発した品種を導入したり、これらの機関、団体と連携共同して育種開発に取り組む柔軟な姿勢がこれまで以上に求められ、ひいてはそれが国内の米需要の維持喚起にもつながるのではないかと考えております。

以上、種子法廃止後の受けとめ方、本県の対応などについて述べてまいりましたけれども、法が廃止されること自体はそれほど大きな問題があるとは思ってございません。

また、先ほど申し上げましたように、新たな取り組みが促進される可能性もありますと述べられており、つまり規制緩和によって新たな需要への対応が図られ、民間事業者や国、他県との連携によるメリットについて県の担当者が述べられております。

以上のように種子法廃止後、廃止により懸念される影響については、岐阜県を初め各県が対応される一方で、廃止のメリットを生かしていく動きも見られております。まさに種子法廃止の目的である都道府県による種子開発、供給体制を生かしつつ、多様なニーズに対応するため、民間ノウハウを活用して品種開発を推し進め、日本の農業生産が日本市場、外国市場に向き合い、強い農業をつくり出すという動きに向けて走り出していると言えます。

政治は過去形ではなく常に現在進行形であります。法律一つとっても、実験室で、それ単体で解剖して考えるべきものではなく、現在の動きの中で他の要素、社会情勢の変化も考慮に入れて考えるべきものであります。

種子法が戦後の食糧難の時代に大きな役割を担ったことは認めるものでありますが、種子法を仮

に復活させれば、現在取り組んでいるさまざまな動きを無にし、現場に混乱をもたらすばかりか、申し上げました米需要の維持、喚起、農家の所得向上に向けた取り組み、需要側の多様なニーズへの対応などを通して、農業の強化に向けた側面の芽を摘むことになります。

また、これは食品衛生法や種苗法といった他の法律を無視して議論できないものであります。そこで議員の皆様方には、種子法の復活を求める請願を不採択とした委員会の議決に何とぞ御理解の上、委員長報告に賛同いただきたくお願いを申し上げます。

ただ、優良種子の安定供給は農業の根幹でありますから、適切な基準のイメージや国による財政措置などを求める附帯決議も政府ではなく参議院においてなされており、こういった点は我が市議会からも国に意見する余地があることをつけ加えて申し上げ、委員長報告に賛成の立場での討論とさせていただきます。御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

請願第2号に対する委員長の報告は原案を不採択とするものですが、原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（発言する者あり）

○議長（兼山悌孝君） もう一回言いましょうか。

請願第2号に対する委員長の報告は原案を不採択とするものです。原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（兼山悌孝君） 賛成少数と認めます。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

継続審査、請願第3号 長良川河口堰のゲート開放の議決を求める請願についての討論の通告がありますので、討論を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田でございます。

請願、長良川河口堰のゲートの開放の決議を求める請願と、紹介議員として次のような討論を申し上げます。

委員会を傍聴させていただきました。きょうの報告にもございましたけども、お二方から御意見がございまして、お一人の御意見は、この請願者と意見聴取された漁協との見解との乖離が大きいと。これは想定されることですが、私はちょっと残念に思うのは、漁協の御意見を聞かれるならば、一方もう逆の御意見もぜひとも聞いていただきたかった。客観的にどういうふう、この河口堰の

影響を見るかという研究はいっぱいあります。特に該当する岐阜大学では、長年この研究を重ねておられます。そういう知見を検討されてほしかったと思います。でなければ、議論は一方的になりがちです。

もう一つ、鮎の遡上が多いと、こういう御意見もありました。要するに鮎がいっぱい遡上してくるんだから問題ないではないかという御意見なんです。これは漁協の調書の中でも、漁協の方々はそういうふうに強調されておったんです。

ところが、これは前回6月議会で配られました漁協のデータをもとにした資料でございます。これを見れば明らかですよ。鮎の遡上数は河口堰以前にはないんですよ。どうして河口堰の影響がないと言うんか、遡上が多いと言えるのか。データがないのにそんなことは言えません。これは漁協さんですら、わからんはずですよ。河口堰以前、建設以前の遡上数なんてわからないんですよ。

ただ、想定では物すごい数が遡上しておっただろうと。堰があっても、これぐらい遡上しているんだから、そういう想定はできますけども、遡上数が多いという議論は、これは客観的、科学的ではない。

この漁協さんの資料によりますと、長良川河口堰建設以前は、漁獲量年間——これ郡上漁協ですね、250トンでございます。堰建設以前です、250トン。建設後は大体年の変異もありますが130トン前後です。約半分ほどに減っております。

2つ目、川へ竿を持って行って、漁労をされる遊漁者の数です。これ建設前は16万人から19万人、年間ですね、延べ人数です。建設後は激減しまして、最近はずっと4万から5万、6万人ぐらいです。釣りに来る人も約3分の1に減ってしまっています。この現実をどうみられますか。

私はこの請願も含めて、河口堰の影響がありやなしやを説いております。今まで堰を建設以来、恐らく内心漁業関係者は影響が大きいなと思いながらも、思いながらも、その中で努力をされてきた。

この前の漁協のヒアリングの中でも、担当者がおっしゃってましたですね、最後のほうに。この置かれた状況、堰建設で置かれたこの歴史の経過を踏まえて、私たちは最大限努力をしてきたと、私はそれを大いに評価し、すばらしいと思います。郡上鮎のブランドを守るために随分努力をされたことは、感謝に堪えない、そういう御努力だということはようわかっておるんです。でも何でそんな努力が要るんですか。極端に言えば、ほっとけばいっぱい上がってくるじゃないかというのが堰の影響の問題でしょう。これは本当は後ろに向かって言わなかった。余計なこと言いました。

この堰の影響の有無を説いておるんです、もう一回繰り返しますが。漁協さんの行われた努力を否定するんではありません、決して。この前のヒアリングを拝見しますと、私たちはこんなに努力している、影響はそうありませんとおっしゃっていますが、その努力は認めます、そういうことなんです。

さて、堰の建設によって、どんなことが影響としてあらわれたのかが、私前回一般質問で申し上げましたので、重複するかもしれないので簡単にしておきますけども、まず第一は、鮎の回遊、川から海へ、海から川へというこの回遊が、ほぼ決定的に遮断されるということです。この回遊の一番大きな問題点は、稚鮎が上ってくるのが問題じゃないんですね。遡上が阻害されるのが、そう大したことはないんです、実は。あれ上ってくるの、ちゃんと。

ところが、一番問題は、ほんの数ミリの小さな、小さな、泳ぐこともできないようなふ化直後の鮎が、ほとんど死んでしまうと。これはなかなか数字にあらわれないし、研究も非常に難しいので、実は研究もあるんですけども、そういうデータもあるんですけども、余り知られていないんですね。上ることばかり考えている、それを見ていることが多いんです。本当は効果が大問題なんです。

用水に、あちこちの工業用水、都市用水に吸い込まれてしまったり、水にただよっているうちに死滅してしまったり、ほかの動物に食われてしまったり、激減するわけなんです。これは多くの研究者もはっきりと政府に提起しております。

で、あるがゆえに、河口堰の右岸側にふ化場をつくって、人口ふ化させて、それを堰の下流へ放流しているわけでしょう。その事業が平成17年に始まって、19、20、21と遡上量は激増しています。したがって、人工ふ化放流がいかに効果が大きいかがわかるんですよ。ということは、堰の影響がどんだけ大きいかはわかる。それを認めていただきたい。

私たち郡上市議会は、その影響のもとに苦慮しているわけですよ。市議会と言っても、郡上の民は。郡上の観光もそれに大きく依拠しているんですよ。それに目をつぶって不問に付すのは私は納得できない。郡上の一員としては納得できないです。

2つ目、多くの自治体で河口堰に対する疑問が出てきています。御承知のように岐阜市では、天然鮎は絶滅危惧種であると発表しました。世界農業遺産に認定され——あ、3つ目ですが。そして長良川の鮎というのが、この多くの長良川を利用するシステムとともに認定された。チャンスじゃないですか。工業用水、都市用水の利水は渋々使っていらっしゃる。本当は要らない、使わないのに多額のお金を支払わなければならない、こんな理不尽なことはありません。

最後に残るのが、この前申し上げたように塩害です。ただ一つ、河口堰を存続させる理由らしきものが塩害を防止する、これだけです。この塩害はあり得ない、起こらないとする研究論文はたくさんあります。なのに、いまだかつて一度も検証はされていない。私はこの検証をすべきである。その結果、影響がなければ開放すればいい、誰も不利は受けない。もし塩害が起こり得るならば、その措置を、対策を改めて考えればいいんです。誰も被害は受けないんです、これは。なぜそれを拒み続けるのか、やっぱり塩害が起きるのかなと思いたくなります。

輪中地域の住民の皆さんが、洪水防止、そのために堰をつくり塩害を防止する、それが私たちの命綱だとおっしゃるのはよくわかります。

一方、私たち郡上の民は、立派な天然鮎が大きくなって、たくさんの釣り人がいらっちゃって、そして観光の資源として大いに盛んになることを、命綱とは申しませんが重要な観光の資源ではあります。また、郡上の民の楽しみでもあります。これを主張して何が悪いのか。郡上市議会はそれを、私は支援すべきだと思います。

以上で討論を終わります。

○議長（兼山悌孝君） ただいまは請願不採択に反対の立場での討論でありましたが、ほかに討論はありませんか。

7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 長良川河口堰のゲート開放の議決を求める請願につきまして、委員長報告は委員長不採択ということでの賛成の討論をさせていただきたいと思います。

長良川流域は昭和51年の安八水害で重大な被害が生じるなど、古くから洪水との戦いを宿命としてきた地域であります。

長良川河口堰は下流部で河道浚渫に伴う塩水遡上を防ぐために、平成7年に運用を開始した施設であります。これにより長良川の治水安全度が向上するとともに、河口堰上流が湛水となり、一年を通じて約76万人の飲み水、70社81工場の工業用水として安定的に使用することが可能になりました。

さらには、水稻塩害に悩まされてきた三重県長島輪中においても、河口堰上流が湛水となったことにより安定的な取水が可能となりました。

さらにもう一つ、長良川河口堰の運用開始により、稚鮎の遡上や子鮎の降下の修正等に配慮して操作するゲートの位置を変化させています。稚鮎の遡上期、河岸よりのゲートを優先して放流し、子鮎の降下期には中央よりのゲートを優先して放流しております。

また、中部中央整備局が平成22年8月に開催した中部地方ダム等管理フォローアップ委員会における学識者の指導を踏まえ、河口堰上流の水質保全を図るため、平常時の放流に加え、一時的に河口堰からの下流流量を増加させるフラッシュ操作を平成23年から行うなど、きめ細やかな操作に努めております。

河口堰の管理に当たっては、今後とも学識経験者の指導により、環境に配慮した万全の配慮がなされると思います。

いずれにいたしましても、河口堰を一時的にでも開門すれば、塩水が遡上し、安定的な水利用が利用できなくなり、そのため開門調査は適切ではないと考えます。

以上、委員長報告に賛成の討論といたします。議員各位の御理解、御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして討論といたします。

○議長（兼山悌孝君） ほかに討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

請願第3号に対する委員長の報告は原案を不採択とするものですが、原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(兼山悌孝君) 賛成少数と認めます。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。開会は11時15分とします。

(午前11時05分)

○議長(兼山悌孝君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時15分)

◎請願第4号について(委員長報告・討論・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程32、請願第4号 「2019年10月からの消費税10%増税中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書を議題といたします。

所管の総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員会委員長、17番 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) 総務常任委員会の報告を申し上げます。

平成30年9月10日開会の平成30年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1議案につきまして、平成30年9月21日開催の第5回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

請願第4号 「2019年10月からの消費税10%増税中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書について。

紹介議員から、今日の日本の社会は、格差社会の進行が課題となっており、所得の再配分は特に重要な意味を持ってきている。社会正義を実現する税制は、法人税・所得税・固定資産税は現状もしくは減少しながら、消費税を中心に徴収する方向へ移行している。このことは、ますます日本の格差社会が拡大していることになる。

この税制は、不公正な税制である。経済的に豊かでない低所得者層には非常に重くのしかかるが、そうでないところにはさほど影響がない。今回は、8%から10%に上がり、2%のアップでも大き

な影響を与えている。個人消費が減退するのだからその影響は大きい。軽減税率が軽減税率ではなく据え置き税率で、食料品や新聞を8%に据え置くと言っているが、食料品はどこまでなのか線引きが大変重大な問題でややこしくなっている。一部の商品が別の消費税率になるため、煩雑さと不正を招くことになる。中小零細業者の方は、この煩雑さをクリアできる能力があるのだろうか。それがゆえに廃業せざるを得なくなり、大事な地域の商店が消えていくことに拍車をかけるのが消費税の10%引き上げだと思うので、消費税引き上げを考え直してもらいたいとの説明を受けました。

委員からは、軽減税率及び適格請求書等保存方式の導入により、事務が煩雑になり、特に小規模事業者、中小企業の負担増になるとの意見がありました。

消費税が2%上がる部分は、年々増加する社会保障費に回すものであり、軽減税率の導入は、生活の基盤である食料品等に対して、消費者の負担を軽減していくための措置であるとの意見がありました。

中小規模事業者の消費税負担が重いとあるが、自分の利益から払うものでない。お客様から消費税を預かるという考えであり、そうした場合、消費税を転嫁できないという側面があるにしても、中小規模事業者が、消費税があるがために経営が苦しくなる実態は、理解しにくいとの意見がありました。

小規模事業者の減少が自治体の機能を低下させ自治体の存続が危ぶまれるとか、消費税という悪税があるがためにこのような現象が起こるとあるが、小規模事業者の減少は消費税によるものではなく、事業者の高齢化、後継者不足によるもので、自然淘汰されるものだとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、賛成少数で、本件を不採択とするに決定いたしました。
平成30年10月1日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水敏夫。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、討論を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田でございます。

討論も4つ目になりますと少々疲れてまいりますが。

請願第4号 「2019年10月からの消費税10%増税中止を求める意見書」を採択していただきたいと、こういう請願でございます。

以下5点にわたっていろいろと述べたいと思いますので、よろしくお願いします。

その昔、ねずみ小僧次郎吉というやからがおりました。江戸の蔵屋敷から千両箱を盗み出して庶

民に配ったという、拍手喝采を受けた。これは逸話でしょうけれども、まさに今思えばこれは所得の再配分であると。こんな犯罪によらなくても現代の社会は税という配分機能が立派にある。

私たちの社会は放置しておけば、だんだんと貧富の差、格差が広がっていき、その差は天文学的な数字になっていくかもしれません。それをいかに社会的正義として是正していくかということは重要な課題なんです、最近の日本の政権を見ておりますと逆行しております。富める者には優しく、貧しき者には厳しく。これは歴然としております、残念ながら。

アメリカの総体的貧困率は17%余です。日本は16%と言われている。先進国と言われている国の中では2番目に総体的貧困率が高い国。私は実に情けないと思っています。そういう中で、今般、消費税を8から10%に引き上げるということは、それに拍車をかけることは間違いない。なぜこれを是正する方向に政治は動かんのか、そう思うわけであります。

過去この10%をめぐる2度も政治の場面で、国の政治の場面で2度も中止をしてきたんです。何で中止したか。もうおわかりのとおり、そこで引き上げたら日本の経済は大変大きなダメージを受けるということがわかっていたから、あれほど引き上げたいと言っているのにできなかったということが2回も起こった。

じゃあ、3度目の今、来年の引き上げは可能なのか、その条件はあるのかと言いますと、全くありません。これは皆さんも多分おわかりいただけると思う。消費税を上げるということは、日本庶民の、国民庶民の全体が底上げされて景気の循環が大きくなり、所得もふえるという前提ならいいんですよ。ところが、安倍政権になってこの5年間、実質賃金は下がり続けているんです、5%。賃金は下がるは、消費税は上げるは。もう明らかにこれ無理やり引き上げたら来年以降、来年の10月以降は大変なことになるということはもう目に見えとる。それでも3度目の正直でやるのか。そういう問題でございます。

多くの国民や庶民は困ります。引き上げは困ります。反対です。恐らく世論調査をとっても7割、8割の人はそう言うと思います。実際にそういうデータも出ています。そういう国民をなだめて説得するために何を出したかと言うと軽減税率です。軽減と言うならば5%か3%に下げるんかと言やそうじゃないです。8%に引き続き据え置くだけで、食料品を。何も軽減なってない。上がった方から見たら軽減かもしれませんが、現状は変わりません。8と10の二重の課税率になりますから、大変ややこしいし、煩雑になるし、困ったことになります。

だから、インボイスという制度を導入し、どちらの税率を掛けたかを明らかにするような書類をつくらなければならない。その請求書、領収書をつくるためには大変な労力と煩雑さが伴う。何もかも一手にやっている零細の商店さんではまず不可能でしょう。

しかし、このインボイスがないことには商売できませんから、まあ店をやめるか、廃業が出てくることはまず間違いないんです。これは、政府のほうでもそういう試算をしておるんです。零細業

者の激減は想定される。郡上市なんかどうでしょうか。私はあっちこっちで廃業がふえていくんじゃないかと思います。

一方で、保育を無料化するとか、あるいは社会保障に回さなきゃならんからとか、地方財政に何がしかの、まあ言葉は悪いけれどもおこぼれを、こうやって納得の材料を出しておりますが、それはほんの一部であります。回ってくる地方財政の財源は、郡上市民が払う消費税のアップ分で足らなくなるんじゃないでしょうか。こういう事態をしっかりとやっぱり見ていく必要があると思います。だから、いわば軽減税率とか、あるいはさまざまな社会保障その他に回るとするのは、私たちはうのみにしてはならないと思います。

一方で、じゃあ、ふえていく財政に対してどう対応するのかという税源の問題です。たびたび申し上げておりますが、財源はあります。つらい庶民に対する重い税を課すのではなく、富裕層や大企業への優遇税制を是正するだけです。前やっていた税制を復活するだけです。これでできます。最高所得税率は一時75%あったんです。今は40まで下がりました。45へ復活、これを仮に50、60まで戻しても大きな財源です。大企業へは余り聞きなれないようないろんな優遇税制があって、大手の自動車会社などほとんど税を払わないで済むくらいと言われていています。なぜ国民はこれを黙っているのか。そして、一方では500兆円を超える内部留保を抱えている。

また、幕藩時代の話にちょっと戻させてもらいますが、日本の幕藩時代は豪商と称する商人、大商人たちが巨万の富を築いて金蔵をつくっておったと。その巨万の富を投資に使うことがなかったので日本の資本主義発達がおくれた。要するに投資ということをしなかった。よく言われます。今、大企業が500兆円を超えるお金をため込んで、これを回さないんです。投資はおろか賃金にも回さない。それでいて不景気だ、不景気だと。一方ではトリクルダウンとおこぼれを願うような、そんな声すら出てきたんです。絶対にあり得ませんね、トリクルダウンなんてことは。

昔イギリスのロバート・オウエンという有名な企業家が、自分の会社についてはどんどんどんどん、豊かなといいますか、多くの賃金を払いながら、従業員たちを温かく迎えておったんですが、やってるのはロバート・オウエンだけです。やがて彼は破産します。それと一緒に。すなわち個々の企業におこぼれを頂戴というのは、これは不可能なんです。政治がやらなければ絶対できないです。それをやらずにして、そういう理論を振りまいても、これは絵に描いた餅でございます。

どうか消費税を引き上げるなんて庶民に涙を流させるようなことはしないで、政治が真つ当な財政を組んでくれることを願いつつ、私の討論を終わります。

○議長（兼山悌孝君） ただいまは、請願の不採択に反対の立場での討論でありました。ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 13番 上田です。

「2019年10月からの消費税10%増税中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書について、委員長報告に賛成の立場で意見を述べます。

消費税の増税の目的は、社会保障費を捻出することにあります。高齢者の医療や年金などに係る社会保障費は、高齢者本人の保険料や窓口で支払う金額だけではとても賄えるものではなく、現役世代の保険料や税金で補填されているのが現状であります。

高齢者がふえ続け、現役世代が減っていく中で、このままの制度を続けていくことができないだろうということは、誰の目にも明らかであり、さらに高齢化が進んでいくと日本の社会保障制度は破綻してしまうかもしれません。

消費税は、現役世代だけでなく、高齢者自身にも負担があるので不公平感もなく——不公平感も少なく、消費税の税収分を社会保障の費用に充てることで超高齢化社会に対応していくことができると考えられております。

また、国債などの国の借金の総額は1,000兆円を突破し、ふえ続けておりまして、これはGDP国内総生産の2倍を優に超える額であり、先進国の中でも飛び抜けてよくない数字であります。

日本は、国の予算の歳入の半分を国債で賄っており、この借金の原因は高齢化社会で社会保障費がふえ続けていることであります。このままのペースで高齢化が進むとすれば、社会保障費は年に1兆円のペースでふえ続けると試算もされておるところであり、消費税を増税して、安定した税収を得るということは日本が破綻しないためにも必要なことだと言えます。

日置市長からお聞きしたことでありますが、本年6月6日に開催された全国市長会において、都市税財源の充実強化に関する決議がなされております。その決議では、私たちが生活する都市自治体が、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、人口減少社会を踏まえ、新たな行政課題にも的確に対応できるように、国は都市税財源の充実強化を図るべきであるとして、消費税、地方税合わせて10%への引き上げを、平成31年10月には確実に実施するよう求めておられます。

消費税の増税は、買い物をするときに支払う金額がふえるといった実感が伴う、私たちの生活に密着した税金でありますので、支払う金額がふえるということで負担がふえ、消費税の増税はうれしくないと感じる人がほとんどだと思いますが、子や孫の明るい将来を見据えたとき、また、昨日のテレビ番組で菅官房長官は、この消費税増税に関して、増税をする環境が整えば予定どおり実施をしたいということを発言されておりましたけれども、そうしたことも踏まえて消費税増税はやむを得ない手段だと考え、本請願書の採択には賛成できません。委員長報告は本請願を不採択とするものであり、委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきました。同志議員の皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

請願第4号に対する委員長の報告は、原案を不採択とするものです。原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（兼山悌孝君） 賛成少数と認めます。よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

◎請願第5号について（委員長報告・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程33、請願第5号 精神障害者の交通費に関する意見書提出の請願を議題といたします。

文教民生常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

15番、文教民生常任委員会委員長、尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 文教民生常任委員会の報告をいたします。

平成30年9月10日開会の平成30年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1議案につきまして、平成30年9月26日開催の第4回文教民生常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第5号 精神障害者の交通費に関する意見書提出の請願。

紹介議員から、国の障害者施策においては、身体障害、知的障害及び精神障害の三障害一元化が基本的な方向になっている。しかし、ＪＲ・航空等交通機関の運賃割引制度は、身体障がい者・知的障がい者を対象に適用されているが、精神障がい者は長い間、対象から除外されている。家族会の全国調査では、精神障がい者は所得保障も乏しく、経済的負担から外出を控えている実態があり、自立、社会参加の大きな障壁、バリアとなっていることから交通費の負担軽減は必要不可欠である。国連障害者権利条約が締結され、障害者差別解消法も施行された。この機に、交通機関の運賃割引制度にかかわる障害種別による対象除外を改善し、精神障がい者に対する三障害同等の制度適用を求めたいとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、交通運賃の割引をする場合、国からの補助はあるのかとの質問があり、国からの補助はないとの説明がありました。

精神障がい者のみ除外する理由は何かとの質問があり、除外する理由は不明との説明がありまし

た。

精神障がい者への割引を拡大すると、一般利用者の運賃の増加につながるのとこと、現在は実施予定はないとの当該企業の見解もあるが、三障害のうち精神障がい者だけを線引きすることは公平さを欠き、疑問であるとの意見がありました。

精神障がい者は、障がい者であるとの認知度や理解が低い、他障がい者と同等の支援が受けられるようにすべきであるとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で本件を採択することに決定いたしました。平成30年10月1日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 尾村忠雄。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認め、討論を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は、原案を採択するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、請願第5号は採択することに決定いたしました。

◎議発第6号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程34、議発第6号 幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

説明を求めます。

まず、事務局に朗読させます。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長（長岡文男君）

議発第6号

幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書について
表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成30年10月1日提出

提出者 郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

賛成者 郡上市議会議員 清 水 正 照

賛成者 郡上市議会議員 武 藤 忠 樹

郡上市議会議員 兼 山 悌 孝 様

幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書（案）

近年、地球温暖化等の影響により、全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっています。特に、岐阜県では地形の影響もあり、本年7月には、月の半分以上を越える16日が猛暑日となったほか、本市では39.8度、多治見市や美濃市では40度を越える気温が観測されるなど、命の危険にさらされていると言っても過言ではない状況にあります。

特に、園児・児童・生徒が一日の大半を過ごす教室の室温に関しては、学習する環境としては極めて厳しい状況にあり、多くの学校で新学期が始まった9月になってもその暑さは収まらず、児童・生徒の学習意欲や集中力が低下するだけでなく、健康面にも多大な影響を及ぼしています。

このような中、各市町村では、児童・生徒の学習のしやすい環境を確保するため、国の学校施設環境改善交付金を活用し、教室への空調設備の導入に取り組んでいますが、交付金は必要総額が確保されているとは言い難く、老朽化対策や耐震化など、従前から対応している課題に優先的に充当され、空調設備にまで交付金が回らないケースが多くなっています。そのため、財政状況の厳しい市町村では、空調設備の設置を躊躇せざるを得ず、設備率は市町村間で大きく異なっているのが現状です。学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準では、教室内の温度は「17度以上、28度以下であることが望ましい」とされており、この基準に照らせば、特に、義務教育の過程において、教育環境に格差が生じることはあってはならず、格差是正に向け、早急な対応が求められます。

よって、国においては、市町村における幼稚園や小中学校への空調設備の導入が着実に進められるよう、学校施設環境改善交付金の予算規模の大幅な増額等、財政支援を拡充するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年10月1日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） ここで提案者の説明を求めます。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ただいま上程されました、幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進

に向けた財政支援の拡充を求める意見書についての提案理由の説明をさせていただきます。

近年の地球温暖化に伴う平均気温の上昇や、ことしの記録的な猛暑の状況下で、園児・児童生徒及び教職員の健康管理と適切な教育環境を整備するため、教室に空調設備の設置が必要であります。しかしながら、自治体の財政状況等により、整備率の格差があります。

さて、本定例会の一般質問においても数人の議員がエアコン設置の質問をしていただきました。ここで小中学校の設置率について申し上げます。

郡上市の小中学校の設置率は、平成30年9月1日現在、普通教室で5.8%、特別教室等では15.4%、体育館等ではゼロ%であり、小学校の普通教室の設置についての理由は、国道沿いで車の騒音がやかましく、窓が開けられない等の理由で設置しているのは3校のみで、全教室ではありません。また、中学校の普通教室については、全中学校でゼロ%であります。

文科省が定める教室での温度は、28度以下が望ましいとされています。1日の大半を過ごす教室の室温に関しては、極めて厳しい状況にあり、学習意欲や集中力の低下、健康面においても多大な影響を及ぼしています。

こういった状況を踏まえ、委員会としては、幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書を提出いたしました。

委員各位の御賛同をよろしく願いしまして、提案理由といたします。

○議長（兼山悌孝君） 提案に対する質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 今回は幼稚園と小中学校における空調設備の設置ということですが、例えば市内には保育園とか認定こども園とか全てそういった子どもたちの施設が100%ではないような状況があると思いますが、その点については委員会で議論されたのでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 保育園につきましては、議論はありませんでしたが、私がこの意見書を出すときにいろいろ調べた結果、今回は文科省のほうで予算がつくということで、文科省のほうへ予算のお願いをするということであります。

また、保育園については厚生労働省ということで、厚生労働省からは今のところ出ていないというようなことを調べましたので、御報告にかえさせていただきます。

○議長（兼山悌孝君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） では質疑を終了いたします。

お諮りします。議発第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略

したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議発第6号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。議発第6号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議発第6号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎報告第17号について(報告・質疑)

○議長(兼山悌孝君) 日程35、報告第17号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) 報告第17号をよろしく願います。

専決処分の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成30年10月1日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、専決第8号でございます。

専決処分書、和解及び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成30年9月14日でございます。

郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容。平成30年7月6日、午後6時30分ごろ、郡上市美並町高砂地内の市道大野川端線において、住民に避難を呼びかけるため消防団員が消防車両を運転していたところ、車両通過後に避難対象住民を確認したため、車両を停止し後退させたところ、後方で停車していた相手車両を接触した。市は示談により下記金額で損害を賠償するものでございます。市の過失割合100%、損害賠償の相手方は、ごらんのとおりでございます。損害賠償の額、61万4,840円。

以上でございます。申しわけございませんでした。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 1 番 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） 災害時に消防団の方が活動していただいていることには大変敬意を表するものであって、この事故を起こしたということは本当に大雨なのか大風のときだったと思いますので、大変残念だったと思います。そのことに対してはございませんが、とまってバックをしたというところの事故ということですが、金額がちょっと大きいようなそんな感じがいたしましたので、ちょっと事故の内容等をちょっと教えていただければと思います。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） こちらにつきましては、消防車には後ろにステップという物がついておりまして、普通であれば乗用車の丸——バンパー同士がぶつかるところでございますけれども、そのステップが後ろに飛び出していますので、バックしたことによって相手車両のエンジン部分まで損害が達したということで大きくこういう金額になったということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） はい。

◎議報告第16号について（報告）

○議長（兼山悌孝君） それでは、日程36、議報告第16号 中間報告についてを議題とします。

各常任委員会より視察研修報告書が別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいたゞき、報告にかえます。

ここで、日程の追加をしたいと思います。

議発第7号 主要農作物種子法廃止に伴う参議院附帯決議の履行を求める意見書についてと議発第8号 精神障がい者に対する交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書についてを日程に追加したいと思います。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認め、日程に追加いたします。

追加日程にいたしましては、お手元に配付してありますのでよろしくお願いいたします。

◎議発第7号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程37、議発第7号 主要農作物種子法廃止に伴う参議院附帯決議の履行を

求める意見書についてを議題とします。

説明を求めます。

まず、事務局に朗読させます。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長（長岡文男君）

議発第7号

主要農作物種子法廃止に伴う参議院附帯決議の履行を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成30年10月1日提出

提出者 郡上市議会議員 美谷添 生

賛成者 郡上市議会議員 森 喜 人

賛成者 郡上市議会議員 田 中 康 久

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝 様

主要農作物種子法廃止に伴う参議院附帯決議の履行を求める意見書（案）

第193回通常国会（平成29年）において、主要農作物種子法（以下「種子法」）の廃止法案が可決成立し、本年3月末をもって種子法は廃止されました。

このことにより、稲・麦・大豆といった主要農作物の原種種子を100%国内生産で賄うという法的根拠が失われることになりました。とりわけ基幹作物としての稲は、種子価格の高騰、優良品種の維持や開発、品種の多様性などの面で危機的な影響が懸念されます。

外国資本を含めた民間参入による品質の淘汰や独占が危惧されるほか、長期的に見れば、遺伝子組み換え種子企業の参入による食の安心安全への影響、地域条件に適合した品種の維持や開発などの取り組みの衰退が心配されます。

岐阜県では、主要農作物の生産性の向上及び品質の改善を図ることを目的とし、「主要農作物種子生産対策実施要綱」を制定・施行し、引き続き優良品種の選定とその種子の安定供給に向けた取り組みをしております。

その種子法廃止に当たり、参議院農林水産委員会では附帯決議が採択され「優良な種子の流通確保」「都道府県への財源確保」「種子の国外流出の防止」「種子の独占による弊害の防止」等が求められています。

国においては、主要農作物の種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることのないよう

附帯決議を確実に履行するとともに、農業者等の不安払拭のために、必要な措置を講じるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年10月1日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） ここで提案者の説明を求めます。

18番 美谷添 生君。

○18番（美谷添 生君） 18番 美谷添です。

ただいま提案されております意見書の件でございますけれども、先ほども審査を、審査といいますか議案に出ておりました請願の種子法復活を求める請願の審査の中で、参議院で審議されました、そして採択されました附帯決議の完全なる履行について、これは意見を求めたほうがいいんじゃないかということがございました。文面は今御朗読をいただいたとおりであります、そういう事情からこの意見書を提出する運びとなりましたので、皆さんの御賛同をいただきたく、提案の理由いたします。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） それでは、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議発第7号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決いたします。議発第7号について、原案のとおり可することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議発第7号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第8号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程38、議発第8号 精神障がい者に対する交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書についてを議題とします。

説明を求めます。

まず、事務局に朗読させます。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長（長岡文男君）

議発第8号

精神障がい者に対する交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成30年10月1日提出

提出者 郡上市議会議員 森 藤 文 男

賛成者 郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

賛成者 郡上市議会議員 清 水 正 照

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝 様

精神障がい者に対する交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書（案）

障害者基本法において、精神障がい者は、身体障がい者及び知的障がい者と同じく「障がい者」として定義されており、障がい者の自立のための支援策として、社会参加や就労、雇用の促進が図られています。こうした中、多くの精神障がい者が、医療機関への通院や障害福祉サービス事業所への通所など、日常生活や社会参加のための移動手段として、交通機関を利用しています。

一方、各交通機関では、障がい者向けに各種の運賃割引制度が実施されていますが、対象者は身体障がい者及び知的障がい者に限定されていることが多く、精神障がい者にとっては、経済的な負担となっており、自立や社会参加の妨げになっています。

平成28年4月には、障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行されるなど、近年、障がい者のための制度改正が着実に進められている中で、こうした取り扱いの速やかな改善が求められています。

よって、国におかれましては、精神障がい者についても、身体障がい者及び知的障がい者と同等の運賃割引制度が適用されるよう、交通業者に対して働きかけを行うなど、必要な措置を講じるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年10月1日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君）　ここで、提案者の説明を求めます。

2番　森藤文男君。

○2番（森藤文男君）　2番　森藤です。それでは、紹介議員として、一応所管が文教民生委員ということでございましたので御依頼を受けました。本当に大役で微力ながら提案説明をさせていただきます。

今ほど議会事務局長から朗読をされたとおりであります。国の障害者施策においては、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの三障害一元化が基本的な方向となっております。これは平成27年に実施した全国家族会のアンケート会の調査により交通運賃制度から対象外とされてきた本人、家族の経済的・精神的な負担の実態が明らかになりました。これは後ほど申し上げます。

身体、知的と同等に扱ってほしいという本人、家族の切実な願いに御理解、御協力をいただきたい。病気や障がいがあっても人として社会の中で暮らしたい、そういう切実な意見がございます。

精神障がい者の所得は低いものがあります。このアンケートによりますと、1カ月当たり6万287円。本人の平均年齢は45.7歳であります。家族と同居しているが72.9%、一般企業への就労は5.7%でございます。在宅の精神障がい者の大半が家族と同居しております。親もほとんどが年金生活者です。一般就労も依然として低い状況です。これは三障害同様ではありますが、家族の高齢化が進み、肉体的にも精神的にも家族だけでは支えるには大変厳しい。

障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として、ともに生活できる共生社会実現の理念のもと、全ての事業主には法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。障害者雇用率制度であります。

この法定雇用率が、平成30年4月1日から、民間は現行の2.0%から2.2%、国・地方公共団体等は現行の2.3%から2.5%に引き上げられております。また、平成33年4月までには、さらに0.1%の引き上げがあるということでございます。

国の中央省庁が雇用する障がい者数の今水増し問題とか問題になっておりますが、実際は1.19%ぐらいでないかというふうにして言われております。民間の企業も精神障がい者が加わることを知らないという事業者が非常に多いとお聞きしております。

こういった障がい者の就労支援には就労継続支援A型とB型があります。A型、B型ともに障がい者の人数に応じて、基準としてまた国から補助金が支払われるため、収益を確保しなくても運営が維持できるような構造ではありましたが、昨年4月からA型は原則として収益で賃金を賄うように仕組みが変更されました。B型は障がい者の賃金レベルに準じて算定するという方式に改められました。

こういった障がい者の方は、働く場所というよりも居場所というふうな考え方もあるのは事実です。市内の精神障がい者の賃金は月5,000円という所もございます。

市内のその状況に関して少し触れたいと思いますが、精神障害者1級の方が150名、2級211名、3級の方は23名、合計で384名見えます。障害者手帳による割引率でございますが、郡上市はバスが50%、郡上市自主運行バス・コミュニティバス50%、タクシーが10%、長良川鉄道50%で、それぞれ身体・療育・精神と同等に配慮をされております。また、郡上市では3年ほど続けて精神障がい者の運賃割引制度の適用について国に要望されとるということもお聞きしました。

精神障がい者が交通運賃割引の対象になっていない正当な理由は不明で明らかにはされておませんが、調べたところ、JR鉄道会社に知的障がい者、身体障がい者に割引があったのは、国鉄時代からの国の政策の一環として継承されてるというふうなことでありました。これは正当な理由としては疑問に思われます。

先ほど、アンケートの結果をと言いましたので、今ここでちょっと述べさせていただきますが、交通費の負担が非常に外出にブレーキをかけております。これは精神障がい者の方の意見であります。交通費を考え外出を控えている。経済的負担が大きくなると出かける意欲がなくなる。自転車で行ける所しか行かない。どこへも行かない。施設で働いた賃金の3分の1が交通費にかかる。いろんな所へ行きたいし、いろんなものを見たい。社会参加したい、同じ人間だから。

割引をしてほしい理由として、通院やデイケア、地域活動支援センター利用及び社会的就労などの日常生活に係る交通費の負担が軽くなる。映画や買い物、ハイキングなど、日常生活に興味を抱くこともできる。控えていた人間らしい楽しみや趣味など社会参加の希望が広がる。家族に対する経済的な負い目が幾らかやわらぐ。仲間や家族とせめて1年に1回ぐらいは遠い所へ行ってみたい。交通費運賃割引など福祉制度の対象から精神障がい者を除外するような差別はなくしてほしい。こういった意見が切実な意見がございます。こういったことも精神障がい者の経済的負担が自立や社会参加の妨げになっていることを考慮していただき、ぜひとも精神障がい者に対する交通機関の運賃割引制度の適用に対して議員各位の御賛同をお願い申し上げ提案説明を終わります。どうぞよろ

しくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 提案者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議がありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議発第8号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決いたします。議発第8号について、原案のとおり可とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議発第8号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎市長挨拶

○議長（兼山悌孝君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

ここで、市長より、御挨拶をお願いいたします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成30年第4回郡上市議会定例会の閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

今議会は、7月の豪雨に続いて、開会直前には台風21号が、また、閉会直前の昨日から今朝未明にかけては台風24号が郡上市に来襲するなど、自然災害への対応という重要な課題を強く突きつけられた議会ともなりました。

議会におかれましては、9月10日の開会以来、本日10月1日までの22日間にわたって、終始慎重かつ真剣に議案の審査や、そしてまた防災・減災対策に対する議論等をしていただきました。提出をいたしました条例改正、平成29年度決算認定、平成30年度補正予算等諸議案につきましては、全て御議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、審議の過程でいただきましたさまざまな御意見、御指摘、御提案等については、今後、市政の推進に当たってこれを十分踏まえてまいりたいと存じます。

とりわけ今議会において、さきにも申し上げましたように、今後の防災対策に関するさまざまの

御指摘や御意見を頂戴をいたしましたけれども、これを重く受けとめまして、郡上市の防災・減災対策をしっかり検証し、早急に取り組むべきことは可能な限りこれをできるだけ早く実行してまいりたいと考えております。

さて、きょうから10月に入ります。これからいよいよ秋も深まってまいります。実りの秋を迎えまして、各地域の神社での祭りや、また、各地域ごとのふるさと祭りなども行われます。これからの気候が穏やかなものでありますように願うとともに、議員の皆様におかれましては健康に御留意をされまして、ますます郡上市政の推進のために御活躍をくださいますよう祈念を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（兼山悌孝君） 平成30年第4回郡上市議会定例会閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る9月10日から本日10月1日までの22日間にわたり、23会計の決算認定、補正予算など市政の諸案件につきまして、極めて慎重に御審議いただき、全議案滞りなく議了することができました。議員各位の御協力に深く感謝申し上げます。

また、大坪代表監査委員、そして田中監査委員には、決算審査から決算認定となる本定例会まで長期にわたり、まことに御苦勞様でございました。心より御礼申し上げます。

また、市長を初め執行機関各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今定例会を通じ、各議員から一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望につきましても、ただいま市長さんの御挨拶がございましたけれども、今後の市政の執行に十分反映されますよう要望する次第でございます。

議員各位並びに執行者各位におかれましては、健康に留意いただきまして、ますますの御活躍を祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第4回郡上市議会定例会を閉会いたします。

御苦勞さまでした。

（午後 0時17分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 渡 辺 友 三

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員